

第5章 環境施策と各主体の行動

基本方針 1 水と緑が豊かにあるまちを目指します

(1) 施策の考え方

水と緑が豊かにあるまちをつくるためには、生き物の保全、そして、生き物の生息・生育空間となる水辺や緑を守り、育て、多様な生態系の保全に努めるとともに、水辺や緑地、公園、農地、街路樹などのまちの緑を市民生活に潤いを与える資源として活用するなど、自然と調和したまちづくりを展開していくことが必要です。

のことから、多摩川や用水路、湧水の保全や水辺とのふれあいの確保などの「水辺の保全と活用」、緑、けやき並木、農地、まちの緑化などの「緑の保全と活用」、生き物の生育空間の確保や生き物の保全など、「生態系の保全」に向けた取組を行っていきます。

なお、これらの取組は、「府中市都市計画マスタートップラン」、「府中市緑の基本計画 2009」、「府中市農業振興計画」など、関連する本市の他の計画と連携を図りながら進めていきます。

(2) 市の環境施策

①水辺の保全と活用

【多摩川の保全】

- 多摩川の河川敷の緑道・遊歩道の整備を国へ要請します。
- 東京都や関係機関と連携し、多摩川の水質浄化や流水量の確保、生態系の復活に向けた取組を推進します。
- 緑道、多摩川かぜのみち等の適切な維持管理を実施します。

【用水路の保全】

- 用水路は、ふるさとを感じさせる田園風景を構成する重要な要素であることから、地域の住民の協力を得て、公園や緑道などと一体となった利用のあり方を検討します。
- 用水路の活用に当たっては、まちに潤いをもたらす環境用水として位置付け、通年通水を目指し、多様な生き物が住める水辺づくり、景観の保全、親水性の向上に配慮した整備を検討します。
- 用水路等の保全と流水量の確保に向けた取組を推進します。
- 水路敷については、市民の財産という観点から、現況に配慮しながら適切に維持管理を行っていきます。

【健全な水循環の保全】

- 公共施設などを中心に雨水浸透施設や透水性舗装を導入し、雨水の地下浸透を推進します。
- 雨水浸透施設や雨水貯留装置の設置に対する助成制度を継続します。
- 湧水や用水路などのモニタリング調査を継続して実施し、水環境を保全します。
- 節水を率先して実行するとともに、市民や事業者に対する雨水利用や節水に関する情報提供、環境家計簿によるモニタリングの指導により、節水行動を支援します。

○雨水貯留施設や雨水などの雑用水利用システムを市の施設に導入するとともに、事業者に対して導入を指導します。

○学校の節水対策や雨水利用、雨水の地下浸透を推進します。

【水辺とのふれあいの確保】

○多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質について、市民参加で調査するとともに、保全の啓発を行います。

○小学生とその保護者を対象に、多摩川河川敷で生き物とふれあい、水辺での遊びを通じて親子で環境を学ぶ機会を提供する、「府中水辺の楽校」の開催を継続的に支援します。

○河川敷の有効活用等による多摩川の親水空間としての維持、利用を進めます。

○市民参加による活用策、活用計画等の検討により、用水路における緑道と遊歩道の整備・充実を図ります。

②緑の保全と活用

【緑の保全】

○緑の現況調査を実施します。

○府中の名木百選に選定された名木や保存樹木に指定された樹木について、市と市民が協力して保全、維持管理する新たな仕組みを検討します。

○樹林地について、保存樹林制度や市民緑地制度等により、積極的な保全と活用を検討します。

○開発事業が行われる際には、開発事業者との協議により、既存の緑地の保全を誘導します。

○緑地の保全のため、法や条例に基づく地域制緑地の制度の活用を検討します。

○市民や事業者のグラウンドワークなどの緑地保全活動を支援します。

【けやき並木の保全】

○国の天然記念物に指定されている馬場大門のケヤキ並木を将来にわたり保護管理していきます。

○けやき並木について、市民が安心してつどい憩うことができるよう、樹木の保全と安全性の確保に配慮した、適切な維持管理を実施します。

○平成19年度に策定した「国指定天然記念物 馬場大門のケヤキ並木保護管理計画」を現状に即し改定します。

○けやき並木を保護するため、樹木医など専門家の協力を得て、ケヤキの健康状態を診断し、病原菌等被害対策、土壤改良材・施肥等による土壤の改良、植栽ますの段階的な除去、けやき並木周辺の透水性舗装化などに取り組みます。

○市が中心となって、所有者や隣接する商店街、自治会など、市民との協働で行うけやき並木の管理体制を構築します。

○けやき並木の歩行者専用道路化を目指します。

【まちの緑化】

○市の道路や公共施設の緑化を推進します。

○公園等の維持管理への市民参加を推進します。

○緑化に関する意識啓発を行い、支援の拡充を図るとともに、自然に配慮した緑化計画を推進し

ます。

- 街路樹には自然に配慮した樹種を選定するとともに、その植栽方法や管理について検討します。
- 市の道路における街路樹については、樹木の樹形等に配慮し、せん定を行います。
- 市民が公園で収集した落ち葉の量に応じて、一定量の腐葉土を得ることができる「落ち葉の銀行」制度の普及により、公園の維持管理に対する市民意識の向上を図ります。
- 里道の歩道化を検討するとともに、既存の緑道などと連結し、休憩場所などがある快適な歩道のネットワーク化を推進します。
- 歩道などの安全性の確保に努めるとともに、街路樹のある快適な歩道を整備します。

【学校の緑化】

- 学校施設については、子どもたちが自然とふれあう機会を増やすとともに、粉じんの抑制やヒートアイランド現象の緩和などの環境対策や校庭開放による地域コミュニティ活動の促進を図るため、校庭の芝生化を進めます。
- 校庭の芝生の維持管理に当たっては、学校関係者だけでなく、地域住民や事業者との協働で進める仕組みを構築します。
- 屋上緑化及び適切な箇所での壁面緑化を推進します。

③生物多様性の保全

【生き物の生息空間の確保】

- 「(仮称) 府中市生物多様性地域戦略」の策定を検討し、自然環境の保全や野生動植物の保護、外来種対策など、地域の特性に応じた生物多様性の保全に関する実践的な取組を促進します。
- 生き物の生息・生育空間である緑や水辺を確保し、多様な生態系の保全を図ります。
- 用水路のビオトープ等への活用を図ります。
- 緑道や遊歩道、公園や用水路などを結び、水と緑のネットワーク化を進めます。

【生き物の保全】

- 生き物の生息状況及び生息環境の現状と経年変化を把握するため、市民団体やボランティア、教育・研究機関などと協力して、調査方法を検討し、定期的に生き物調査を実施します。
- 市の鳥「ひばり」をはじめとする鳥や昆虫などについては、生息に適した環境づくりを進めます。

④農地の保全

- 田畠などのふるさと風景を調査し、良好なものを保全地域に指定します。
- 都市地域で農業が継続できるように、税制度・都市計画・農地制度などの改正について、関係機関に積極的に要請します。
- 市民農園などでの環境保全型の農業に関する取組を推進するとともに、農地の保全を図ります。
- 生産緑地を中心として、積極的に都市農地を保全します。
- 農地の保全のため、地元農産物の利用を促進するとともに、学校給食での利用を推進します。
- 地域の農村文化の継承や、農業従事者の協力による農業知識・技術の修得など、土とふれあい農業体験ができる「農」をテーマとした農業公園の整備を検討します。

○農地を将来に残していくため、人手が不足する農家を支援するための「援農ボランティア」を育成します。

○農業への理解を深めてもらうための農業体験講座を農業団体と連携して実施します。

○生産緑地の追加指定の推進や市民農園の整備などを進めます。

(3) 市民の環境保全行動

①水辺の保全と活用

□多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。

□雨水浸透施設などを導入して、雨水の地下浸透に努めます。

□事業者や行政と協働して緑地を保全するグラウンドワークなどの取組に努めます。

□雨水貯留装置の利用や環境家計簿によるモニタリングなどにより、節水に努めます。

□多摩川清掃市民運動など、水辺の清掃活動に参加し、水辺環境の保全に協力します。

□多摩川河川敷を利用するときは、水辺や周辺を汚さないようにします。

□多摩川かぜのみち等の利用において、歩行やジョギング等の際には右側を通行するなど、安全に配慮します。

②緑の保全と活用

□緑の実態調査や公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑が豊かな潤いのあるまちづくりに協力します。

□国の天然記念物で、市のシンボルでもある馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑の保全に協力します。

□けやき並木や「府中の名木百選」、崖線の樹林など、貴重な樹木を保護する市民団体や事業者の活動に協力します。

□希少性の高い「ムサシノキスゲ」をはじめ、様々な生き物が生息する浅間山の保全活動に協力します。また、利用する際には、自然環境を壊さないよう配慮します。

③生物多様性の保全

□市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。

□外来種についての知識を深め、むやみに採集したり、持ち帰らないようにします。

□ペットは最後まで責任を持って面倒を見ます。

□地域で自然観察会などを開催し、身近な生き物とふれあう機会をつくります。

④農地の保全

□市民農園の利用などを通じて、有機農業など環境保全型の農業への理解に努めるとともに、農地トラストの設立と活動に協力します。

□農地の保全のため、地元農産物の利用に努めます。

□援農ボランティアに登録し、市の農業を支援することにより、府中の農地保全に協力します。

□市内の農地を残すために、営農後継者に対する育成・指導に努め、継承時には速やかな営農に従事できるよう支援・相談に努めます。

□低利用農地については、所有者の事情をしんしゃくしながら、適切な耕作状況が維持できる方

法を検討します。

(4) 事業者の環境保全行動

①水辺の保全と活用

- △多摩川・用水路・湧水などの水辺環境や水質の調査、用水路の整備に協力します。
- △雨水浸透施設や透水性舗装などを導入して、雨水の地下浸透に努めます。
- △敷地の緑地化と雨水浸透施設などによる雨水の地下浸透に努めます。
- △地下工事に際しては、地下水脈の分断を防ぐ配慮に努めます。
- △地下水の揚水量の削減に努めます。
- △市民や行政と協働して緑地を保全するグラウンドワークなどの取組に努めます。
- △雨水貯留装置や雨水などの雑用水利用システムの導入などにより、節水に努めます。
- △事業活動に当たっては、周囲の水辺や自然環境への負荷を考慮し、工法、場所、時期などに配慮します。
- △事業活動で生じた排水については、河川や水辺等への化学物質の流入防止に努め、適正な処理を行います。
- △河川の清掃活動など、市や市民が行う環境保全活動に協力します。

②緑の保全と活用

- △緑の実態調査や公園・緑地の清掃・管理に参加するなど、緑が豊かな潤いのあるまちづくりに協力します。
- △馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑、崖線の緑、田畠などで構成されるふるさと景観の保全に努めます。
- △開発事業に当たっては、対象地又は近接地が保全すべき土地（農地や樹林地など）であった場合、開発による影響を回避又は最小化する方策を検討します。
- △開発事業に当たっては、農地や緑地・樹林地などへの環境負荷軽減を図ります。
- △遊休地の解消を図り、有効的な利用方法を検討します。
- △加工品の原材料には、なるべく地元産の農産物を使用します。
- △地域で自然観察会を開催し、市民とともに自然とふれあう機会を設けます。

③生物多様性の保全

- △市内の動植物の調査に参加するなど、生態系の保全に協力します。
- △開発事業に当たっては、周辺の自然環境に配慮し、既存の樹木は残すなど、環境負荷の軽減に努めます。
- △事業所の緑化を行う際には、できるだけ在来種を使用し、周辺の環境と調和するように努めます。
- △無農薬、有機農業等の環境配慮型の農業に取り組みます。
- △製品の原材料の購入に当たっては、生態系や人への影響を考慮して採用します。
- △特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に定める入れない、捨てない、拡げないを守り、市内の防除活動を支援します。

④農地の保全

- △有機農業など、環境保全型の農業に努めるとともに、その活動に協力します。
- △農地の保全や地元農産物の利用に努めます。

基本方針2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します

(1) 施策の考え方

安全・安心に健康で暮らせるまちをつくるためには、日常生活や事業活動に伴い発生する公害などを未然に防止し、きれいな空気や水、土、静かで快適な空間の下で生活できるようにする必要があります。

このことから、自動車の排出ガスや工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染、悪臭の防止などの「大気環境の保全」、水質や地下水の汚染などの「水環境の保全」、土壤や騒音・振動、地盤沈下などの「土壤の環境保全や他の公害対策」、ダイオキシン類、アスベスト、P C B、放射性物質、光害などの「新たに健康影響が懸念される事象への対応」に向けた取組を行っていきます。

(2) 市の環境施策

①大気環境の保全

【自動車の排出ガスによる大気汚染の防止】

- 微小粒子状物質（PM2.5）を含む大気の汚染状況を継続的に監視するとともに、測定地点を検討し、環境基準の達成を目指します。
- 微小粒子状物質（PM2.5）や黄砂など、新たな大気汚染に係る問題について、情報の収集と速やかな対応に努めます。
- 自動車の排出ガス規制やディーゼル車の規制などを、東京都と連携して推進します。
- 公共交通機関や自転車、徒歩への交通手段の転換、ノーカーテーの実施、アイドリングストップを、市民や事業者に呼び掛けます。
- 市への低公害車の導入と、市民や事業者に対する導入の普及啓発に努めます。
- 公共交通機関の改善や自動車交通量の抑制のためのT D M（交通需要マネジメント）などについて、東京都と連携して検討するとともに、関係機関に要請します。
- 自動車交通量の多い幹線道路を中心に、沿道の緑地帯などの整備を、東京都などに要請します。
- 自動車通勤の自粛と自動車の使用抑制に努めます。

【工場などの事業所の排出ガスによる大気汚染の防止】

- 事業所に対して、東京都と連携して、大気汚染防止法などの関連法令や東京都環境確保条例に基づく指導を行うとともに、その他の法令に抵触しない範囲内で情報を公開します。
- 関係機関と連携を取りながら、酸性雨の監視を継続します。

【悪臭の防止】

- 事業所などに対して、悪臭防止法や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。
- 市民からの情報の収集や近隣他市との連携を図り、迅速に対応します。

②水環境の保全

【水質汚濁の防止】

- 水質汚濁防止法などの関係法令や東京都環境確保条例に基づく指導を行います。
- 水質の汚染状況を継続的に監視するとともに、調査地点の増設など調査体制を充実し、環境基準の達成を目指します。
- 多摩川へ流入する用・排水路の水質と水量の確保、大量降雨時における簡易処理水の放流対策を、近隣市町村や東京都と連携し検討します。
- 多摩川と多摩川へ流入する用・排水路の水質調査を実施し、その結果を公表します。
- 下水処理場の負荷を軽減するために、油やごみ等を下水道に流さないなど、生活排水に関する配慮事項について啓発を行います。
- 雨水浸透施設や透水性舗装、合流式下水道の改善など、雨水の地下浸透対策を推進します。
- 家庭で使用する薬剤など、有害化学物質を含む商品や薬品などの処理の仕組みを、関係機関と連携し検討します。
- 有害化学物質については、関係法令などに基づき、水質汚濁の防止などの指導を徹底します。

【地下水汚染の防止】

- 地下水の汚染状況の継続的な監視など、汚染対策を継続するとともに、東京都などと協力して汚染の調査研究を推進して、環境基準の達成を目指します。
- 市民や事業所に対して、ごみなどの適切な処理を指導します。

③土壤の環境保全や他の公害対策

【土壤汚染の防止】

- 土壤の有害化学物質による汚染状況を継続的に調査し、環境基準の達成を目指します。
- ごみなどの適切な処理と農薬などの薬剤の適切な使用を指導するとともに、法令などに基づき土壤汚染防止の指導を強化します。
- 東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った事業所に対して調査・報告を指導します。
- 浄化技術に関する情報収集に努めます。

【騒音・振動の防止】

- 騒音規制法、振動規制法などの関連法令に基づき、指導を強化します。
- 騒音・振動の測定体制の拡充や情報公開に努めるとともに、騒音・振動の苦情に対する十分な対応に努めます。
- 通過車両による騒音・振動の低減を図るため、道路の改善などを東京都などに要請します。
- 幹線道路沿道の防音壁や緑地帯などの整備を東京都などに要請します。
- 警察と協力して、運転マナーの改善などに関する意識啓発に努めます。
- 暴走行為や危険走行による騒音対策について、警察へ要請します。

【地盤沈下の防止】

- 道路などの市の施設や一般住宅への雨水浸透施設などの導入により、雨水の地下浸透を推進す

るとともに、地下水のかん養のため、農地・緑地などの保全に努めます。

○崖線の縁を保全するとともに、雨水浸透に関する意識啓発と湧水量の定期的な調査に努めます。

○事業所の地下水揚水量を調査し、揚水量の多い事業所に揚水量の削減を指導します。

④新たに健康影響が懸念される事象への対応

【ダイオキシン類対策】

○ダイオキシン類対策特別措置法などの関連法令に基づき、東京都と連携し指導を徹底します。

○環境中やごみ焼却施設のダイオキシン類の濃度を東京都と連携して定期的に測定し、結果を公表します。

○ダイオキシン類などの有害化学物質による汚染を未然に防止するため、これらの情報を収集・整理・提供します。

○小規模焼却炉の使用禁止や野焼きの禁止の指導を徹底します。

【アスベスト対策】

○建築物の解体等工事に対する石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底を指導します。

【P C B 対策】

○市民、事業者（特に中小企業者）のP C B の保管方法や処理、使用機器の更新について、実態の把握に努めるとともに、関連法令や適切な保管の周知徹底を図ります。

○蛍光灯やトランスの交換などの際には、適切な処分を指導します。

【放射性物質対策】

○東日本大震災の影響による原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境の汚染の状況について、適正な監視及び測定を行います。

○放射性物質について、市民が正しい知識を持って冷静に行動できるよう情報提供に努めます。

○学校の校庭や公園などの空間放射線量、放射性物質測定を、当面継続して行います。

【光害対策】

○光害に関する啓発と速やかな対応に努めるなど光害対策を推進します。

○高効率な照明機器の採用や減灯・消灯など、省エネルギーにも配慮した適切な屋外照明の設置や管理を推奨します。

【その他】

○人体に影響を与えるおそれのある新たな公害問題については、情報の収集と速やかな対応に努めます。

（3）市民の環境保全行動

①大気環境の保全

□自動車の利用を控え、交通手段を公共交通機関や自転車、歩行へ変えるとともに、ノーカーデーの実行やアイドリングの自粛など、エコドライブを心掛け、大気汚染防止の意識の向上とその

実践に努めます。

□自家用車の買換えや新規購入時には、低燃費やハイブリッド自動車、電気自動車など、環境配慮型の車を選択します。

□市の大気汚染調査に協力するとともに、市民間の情報交換に努めます。

□市の酸性雨調査に参加し、酸性雨の状況把握に努めます。

□近隣住民や市と連携し、日常生活からの悪臭の発生防止に努めます。

□有害化学物質や悪臭の発生源となり、近隣住民の迷惑ともなる野焼きは行いません。

□D I Yなどを行う際は、塗料やシンナーなどの臭気や作業時の騒音など、近隣の迷惑とならないよう十分に配慮します。

②水環境の保全

□多摩川の水質や生物などに関心を持ち、多摩川などの水質調査や河川周辺の清掃美化運動に協力します。

□環境負荷の少ない洗剤を使用するなど、環境への負荷をできるだけ小さくするように努めます。

□地下水のかん養に関する自己啓発に努めます。

□雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。

□有害化学物質について自己啓発に努めるとともに、家庭で使用する農薬などの有害化学物質を含む商品や薬品は、なるべく使わないように努めます。

□ごみなどの処理を適切に行い、地下水汚染の未然防止に努めます。

□蛇口には節水コマを取り付ける、お風呂の残り湯は洗濯物に使う、シャワーを流しっぱなしにしないなど、日頃から節水に努めます。

□油や調味料、調理くずを排水口に流さないようにします。

□庭や家の周りなどはなるべく舗装せず、土や芝生、緑地などを設けて、雨水の浸透を促します。

③土壤の環境保全や他の公害対策

□土壤汚染に関する自己啓発に努めます。

□家庭で使用する農薬などの薬剤の使用やごみの処理を適切に行い、土壤汚染の未然防止に努めます。

□騒音・振動に関する調査などに協力します。

□騒音・振動の発生に配慮した自動車の運転に努めます。

□低騒音型の家庭電器製品の購入など、生活騒音に関して近隣への工夫と配慮に努めます。

□空き地などの私有地への不法投棄を未然に防止するため、定期的にパトロールや草刈りなど、日頃から適正な管理に努めます。

□エアコンの室外機は、騒音・振動に配慮し、壁から離す、ブロックを敷くなどの対策を行うとともに、設置場所を考慮します。

□家庭菜園やガーデニングを行う際には、肥料などのにおいが近隣の迷惑とならないよう配慮します。

④新たに健康影響が懸念される事象への対応

□ダイオキシン類に関する自己啓発に努め、ごみの減量、小規模焼却炉の使用禁止、野焼きの禁

-
- 止など、ダイオキシン類の発生防止に努めます。
 - P C Bに関する意識啓発に努めます。
 - P C B使用の蛍光灯などでまだ使用中・保管中の機器の処分に際しては、市の指導などにより適切な処分に努めます。
 - 放射性物質に対する正しい知識を得るようにします。
 - 光害に関する自己啓発に努めます。
 - 日常生活における過度な照明の自粛に努めます。
 - 買い物の際には、有害化学物質などを確認し、環境への影響が少ない商品を選びます。
 - 大気中の微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が環境基準を超過しているときは、長時間の外出や屋外での激しい運動を控えます。

（4）事業者の環境保全行動

①大気環境の保全

- △低公害車の導入や基準外のディーゼル車の利用の自粛、物流システムや自動車利用の合理化に努めます。
- △自動車通勤を控えるように努めます。
- △ノーカーデーの実行やアイドリングの自粛、定期的な点検など、環境への負荷が少ない自動車利用に努めます。
- △大気汚染に係る測定結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。
- △悪臭の測定結果について、可能な範囲で情報公開に努めます。
- △脱臭装置の設置などにより、悪臭の防止に努めます。
- △解体工事に当たっては、関係法令に基づき、アスベストの飛散防止に取り組みます。
- △混雑区間や時間帯の回避、輸送ルートの見直しなどを行い、物流の効率化を図ります。
- △従業員に対し、エコドライブの周知・徹底を図ります。
- △都市ガス等、環境負荷の少ないエネルギーを購入するように努めます。
- △大気汚染対策として、大気汚染物質の測定・調査分析を行います。
- △有害化学物質や悪臭の発生源となり、近隣住民の迷惑ともなる野焼きは行いません。

②水環境の保全

- △水質汚濁については関係法令などに基づき、さらに環境への負荷の低減に努めます。
- △有害化学物質については、関係法令などに基づき、その発生抑制に努めるとともに、届出や報告、情報公開などに努めます。
- △事業所の生活雑排水についても、環境への負荷の低減に努めます。
- △雨水浸透施設や透水性舗装の導入など、雨水の地下浸透に努めます。
- △関係法令などに基づき、適切なごみ処理や農薬などの使用により、地下水汚染の未然防止に努めます。
- △地下水の水質の調査結果について、可能な範囲での情報公開などに努めます。
- △河川の整備に当たっては、動植物の生息・生育環境の維持、保全に努めます。
- △事業活動において、土砂や濁水の流出防止に努めます。

③土壤の環境保全や他の公害対策

- △東京都環境確保条例に基づき、有害化学物質を取り扱った事業所は調査・報告を徹底し、土壤汚染の未然防止に努めます。
- △適切なごみ処理を行うことで、土壤汚染の未然防止に努めます。
- △事業所内の汚染状況の調査と可能な範囲での情報の公開に努めます。
- △農薬などの薬剤の適切な使用に努めます。
- △騒音規制法・振動規制法などの関連法令に基づく対応と自主的な規制に努めます。
- △建設工事の際には、周辺への事前説明を行うとともに、可能な範囲で情報の公開や騒音・振動の発生が少ない工事・工法、機械の採用に努めます。
- △苦情発生の際には、速やかな対応に努めます。
- △道路防音壁の拡充や道路の継ぎ目補修の徹底に努めます。
- △騒音・振動の防止に配慮した車両の運行に努めます。
- △設計業者・土木建設業者は、透水性舗装の導入や雨水浸透施設の設計・施工に努めます。
- △農業者は、地下水のかん養のため、農地の保全に努めます。
- △事業所内での透水性舗装の導入や雨水浸透施設の設置により、雨水の地下浸透に努めます。
- △開発行為に当たっては、採掘後は土を埋め戻し、緑化及び植栽を施工します。
- △掘削作業による地盤沈下防止のため、事前の調査・検討を十分に行います。

④新たに健康影響が懸念される事象への対応

- △ダイオキシン類に関する情報収集に努めます。
- △焼却（焼成）設備を持つ事業者は、測定調査と可能な範囲での結果の公表に努めるとともに、設備の改良などにより、排出の抑制に努めます。
- △ごみの減量や小規模焼却炉の使用禁止、野焼きの禁止など、ダイオキシン類の発生抑制に努めます。
- △P C Bに関する情報収集に努めます。
- △関連法令に基づき、使用後のP C B使用機器の適切な保管と報告を行うとともに、適切な機器の更新と処分に努めます。
- △P C Bの処理技術の研究開発に努めます。
- △農業者は、有機農業の推進と農薬の適切な使用に努めます。
- △事業活動に伴い発生する新たに健康影響が懸念される事象について、正しい情報を提供します。
- △光害に関する情報収集に努めます。
- △深夜の商店街路灯、店舗のネオンなどについて、防犯面や安全面に配慮しながら可能な範囲で減灯・消灯するとともに、事業所からの過度な光漏れの防止に努めます。
- △公害発生防止に向けた自主的な管理体制を検討します。
- △人や環境に安全・安心な製品の設計・製造・販売に努めます。
- △開発事業に当たっては、設計、建設から解体に至るまで、環境影響評価を行い、適切な対策を行います。
- △地域住民・市と情報を共有し、環境リスクへの軽減を図るため、リスクコミュニケーションを行います。

基本方針3 文化的で快適なまちを目指します

(1) 施策の考え方

文化的で快適なまちのなかで市民が生活していくためには、適切に土地利用が誘導され、景観、交通、防災、公園などのあらゆる都市機能が充実したまちをつくるとともに、そこで生活する市民がまちの歴史や文化にふれあえるまちを築いていく必要があります。

このことから、道路交通対策、自転車交通対策、歩行者安全対策などの「安全な道路環境づくり」、適切な土地利用の推進、土地利用誘導のための仕組みづくりなどの「適切な土地利用の推進」、魅力ある景観の形成、まちの美化対策などの「景観の保全」、「公園などの整備と活用」、「防災対策」、歴史的環境の保全・整備、文化的環境の保全・整備などの「歴史的・文化的環境の保全」に向けた取組を行っていきます。

なお、これらの取組は、「府中市都市計画マスタープラン」、「府中市緑の基本計画 2009」、「府中市インフラマネジメント計画」など、関連する本市の他の計画と連携を図りながら進めていきます。

(2) 市の環境施策

①安全な道路環境づくり

【道路交通対策】

- 交通総合対策に関する市民参加の検討会を設置し、市中心部への自動車の流入抑制対策や自転車交通対策、歩行者安全対策などの交通総合対策を検討します。
- 歩行者や自転車の安全な通行空間を確保するため、歩車道の段差解消を進めるとともに、通行の支障となる根や枝の一部せん定など、街路樹の適切な維持管理に努めます。
- 垣根などの枝葉が道路にはみ出さないようにするなど、適切な管理について、市民への啓発に努めます。
- 街路樹の根による歩車道の亀裂や陥没については、舗装の改善に努めます。
- ガス・水道工事による歩車道の亀裂や陥没については、舗装の改善に努めるとともに、掘削許可申請時に既存路面との擦り合わせを施すよう施工業者への指導に努めます。
- 幹線道路から生活道路への通過車両の流入抑制を図ります。また、生活道路における歩行者、自転車の安全対策を推進します。
- 商業系市街地については、周辺道路の交通混雑や歩行者の安全性を確保するため、歩行者優先の市街地形成について検討します。
- 通行の妨げとなる道路上の商品陳列については、積極的な指導に努めます。
- 歩行者と自転車交通の安全性を確保するために、歩行者、自転車がともに安心して利用できるよう道路の改善を促進します。
- 狭あい道路については、寄付等により道路の拡幅に努めます。
- 府中駅周辺の商店街などの生活道路においては、誰もが歩きやすく親しみやすいよう、バリアフリー化を図ります。
- 歩行者・自転車利用者の安全確保のため、周辺の駐車場の活用などにより、けやき並木通りなど市の中心部への自動車の乗り入れの抑制を多角的に配慮しながら検討します。
- ロードプライシングの導入による市内への自動車の乗り入れ抑制を東京都に要請します。

-
- 危険と思われるT・十字路や路側帯等については、路面カラー舗装を行い危険箇所の視覚化に努めます。
 - 駐車場を中心市街地外縁部に整備するパークアンドライドの導入や歩行者向けの道路ネットワーク形成などについて検討します。
 - 街路灯やカーブミラー等、道路の付属設備については、適切な維持に努め、故障や補修を要する箇所は迅速な対応を図ります。

【自転車交通対策】

- 商店街や鉄道事業者などの事業者と協働で放置自転車対策を強化し、自転車駐車場の整備を進めます。
- 自転車の走行マナーに関する啓発、PRを強化します。
- 小・中学校の交通安全教育について、地域の市民ボランティアの活動を支援します。
- 多摩川かぜのみちの通行ルールの徹底を図ります。
- 自転車走行空間の設置について、関係機関と連携を図ります。

【歩行者安全対策】

- 歩道の拡幅や歩行者部分と自転車部分の区分など歩道整備を進めます。
- 歩行者、自転車がともに安心して利用できる空間を確保するため、電線類の地中化や適切な街路樹の維持管理に努めます。
- 既存の緑地、緑道及び用水路を利用して、歩行者ルートとしてのネットワークを図ります。

②適切な土地利用の推進

【適切な土地利用の誘導】

- 府中基地跡地留保地について、豊かな緑や、近接する芸術、文化機能の立地を活かし、自然環境が調和する、魅力ある景観形成に配慮したまちづくりを図るため、計画的な土地利用を進めます。
- 浅間山周辺については、浅間山と調和したまち並みを形成し、環境や景観に配慮した快適なまちづくりを進めていくよう、適切な土地利用を誘導します。
- 府中崖線の保全とともに、崖線と調和した土地利用を進めます。

【土地利用誘導のための仕組みづくり】

- 府中市地域まちづくり条例に基づく、各地域の市民による自主的な団体と市の協働活動によるまちづくりを推進します。
- 公園が不足している地域に、公園等の整備を進めます。
- 適切な土地利用の推進のため、保存が必要な土地について、市の優先買取り制度や借上げ制度を検討します。

③景観の保全

【魅力ある景観の形成】

- 景観形成の目標及び方針を実現するため、景観協定、まちづくり誘導地区地区計画などの活用

を検討します。

○「府中市景観計画」に定められている景観重要公共施設やその周辺の土地利用については、地域のまちづくり等と連携して、良好な景観の形成に配慮した整備を行います。

○市民や事業者とまちの景観について協議し、景観協定の締結を促進するなど、地域の特性を活かした景観づくりを目指します。

○市の施設の整備や民間の建築物の建設、屋外広告物の設置などに当たっては、高さ、色や形などが周囲と調和するデザインになるよう取り組むとともに、指導します。

○屋外広告物の設置の際には、景観ガイドラインに基づき、形態について協議します。

【まちの美化対策】

○ごみやたばこのポイ捨ての禁止、喫煙禁止路線の周知、喫煙のマナーアップなど、環境美化の啓発活動を引き続き実施します。

○ごみ袋の配付・回収などを通じて、自治会や事業者などの団体の自主的な清掃活動を支援します。

○環境美化推進地区の美化推進を行うことで、市民の美化意識の高揚につなげます。

○市民ボランティアによるまちの美化団体の結成などを支援し、市民参加のまちの美化活動を推進します。

○清掃車による道路清掃は、夏場の台風通過後や冬場の強風時後など、落ち葉が散乱する時期を優先して、作業に努めます。

④公園などの整備と活用

○市民参加による管理、運営が行えるような公園整備と仕組みづくりを進めます。

○都立公園の整備、機能の拡充について、東京都へ要請します。

○施設に応じた府中市公共工事に係る環境配慮指針により、市の施設の整備を推進します。

○市民の環境保全活動のため、市の施設の利用を推進します。

○新たな公園を整備する際には、地域住民の意見を取り入れ、特色ある公園整備を進めます。

○公園の特性に応じて、市民との協働による管理、運営の仕組み（ボランティア制度）づくりを進めます。

⑤防災対策

○公園・緑地の拡充や農地の保全など、オープンスペースを確保し、防災機能の強化を図ります。

○狭い道路・行き止まり道路の解消と都市施設の総合的な整備、木造密集市街地の解消など、市街地の再構築を図ります。

○自分の命は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本とした地域防災力の向上を目指し、防災コミュニティづくりを推進します。

○防災対策の基盤となる地域コミュニティの活性化のため、市民の自主活動や交流の機会の拡充を図ります。

○資料提供や人材派遣などの支援を行うほか、防災とまちづくりに関するセミナーやワークショップ、まちづくりリーダーの養成講座などを開催します。

○災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保を行うとともに、道路の整備や

袋小路の発生防止に努めます。

○橋りょうについては、点検による修繕箇所の早期発見などにより、予防保全の管理を行います。

○道路によって分断された地域間の交流を深めるためにも行き来ができるよう歩行者や自転車利用者の多い箇所には、通行量に配慮しながら、横断歩道の設置を関係機関に働き掛けます。

⑥歴史的・文化的環境の保全

【歴史的環境の保全・整備】

○地元市民との協働により、にぎわいのある地域づくりの場として、歴史文化遺産の活用を進めます。

○国史跡武蔵国府御殿地区は、「歴史と伝統あるまち・府中」を代表する場所であることから、貴重な財産である史跡の復元を行いながら、にぎわいと魅力あるまちづくりに資するため、市民等と協働でその保存、整備を進め、新たな観光資源として活用を図ります。

○駅前に歴史的建造物や史跡、文化財の案内板を設置するとともに、市ホームページに歴史・文化のページを設けるなど、各種メディアを通じて、市民や観光客の利便向上とPRに努めます。

○史跡などの案内板の設置や見直しを行うとともに、国・東京都などの史跡については、その管理者に同様の対応を要請します。

○国史跡武蔵国府跡（国衙地区・御殿地区）については、大國魂神社をはじめとする史跡指定地内外の各種歴史文化遺産と連携しながら、総合的な保存と活用を進めます。

○保存整備を実施した「旧陸軍調布飛行場白糸台掩体壕」については、近隣市と連携しながら活用を進めます。

○市民向けに市の歴史読本を発行するとともに、歴史講座を開講し、市の歴史と文化の普及・啓発に努めます。

○市内の歴史散策コースを整備し、学校教育などの活用を支援します。

○郷土の森博物館の利用拡大のため、バスの増便を要請するとともに、催物・展示品のPRを行います。

○歴史的建造物や史跡・文化財を保全します。

○史跡などを案内し解説する市民ボランティアの活動を支援します。

【文化的環境の保全・整備】

○各種文化遺産の普及・紹介活動を行う市民主体のボランティア団体の育成に努めます。

○地域の文化活動を通じた交流を盛んにすることで、住民相互の連携をより強め、元気で活力のある地域社会の創造を目指します。

○様々な文化活動の拠点となる市内の文化施設や公共スペースを、あらゆる人にとって安全で使いやすい状態に整備するように努めます。

○市民が自ら立ち上げ、企画・運営に参画し、主体的に取り組んでいる文化事業や催しについて、今後とも継続的に支援できるように努めます。

（3）市民の環境保全行動

①安全な道路環境づくり

口けやき並木通りなど市中心部への自動車の利用を控え、徒步や自転車、公共交通機関の利用に

努めます。

□自動車の運転時には、運転マナーの厳守などにより、近隣住民に迷惑が掛からないように努めます。

□自転車を利用するときは、安全な走行を心掛け、路上などに放置せず、自転車駐車場に正しく駐車します。

□歩行者などの安全に配慮した自転車利用に努めます。

□地域の市民ボランティアによる小・中学校の交通安全教育に協力します。

□道路に垣根の枝葉がはみ出さないように、適切なせん定等を行います。

□台風時等において自宅前の側溝脇の雨水まさにたまつた落ち葉は清掃を行い、夏場に伸びた草は積極的に除草を行います。

□自宅敷地前の側溝脇には、段差プレートの設置を避けるように努めます。

②適切な土地利用の推進

□まちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体などを通じたまちづくりの協働活動に協力します。

□まちづくりの計画や情報に関心を持ち、市や事業者と意見を交換し、まちづくりに積極的に参加します。

③景観の保全

□建築物の建築等の際には、周辺のまち並みとの調和するデザイン（形状・色彩）にするように努めます。

□ポイ捨てをせず、まちの美化清掃の日に道路・公園などの一斉清掃への参加に努めます。

□散歩の際のペットのふんは持ち帰ります。

□放置自転車対策や馬場大門のケヤキ並木の美化キャンペーンなど、まちの美化に協力します。

□市民ボランティアによるまちの美化団体を結成し、市民参加のまちの美化運動を盛り上げるよう努めます。

□地域の文化や田畠などのふるさと風景、歴史的建造物、古いまち並みなどを保全する活動に参加・協力します。

□景観に関するシンポジウムに参加し、景観保全に关心を持つように努めます。

④公園などの整備と活用

□公園や公共用地に関する検討会や公園の管理に協力します。

□馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑の保全活動に参加・協力します。

□公園の動植物の調査に参加するなど、公園の自然環境の保全に協力します。

⑤防災対策

□日頃から、自治会や町会等が実施する地域活動への参加に努めます。

□地域コミュニティの活性化を図るため、ボランティア活動への参加に努めます。

□災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保に協力します。

□市ホームページ等で公表しているハザードマップを確認し、万一の際に避難する場所やその道

順等について、家庭で話し合います。

□市が取り組む地域安全パトロールの活動に、積極的に協力します。

□家の周辺の側溝や雨水ますの清掃を行い、道路の冠水や浸水の防止に努めます。

⑥歴史的・文化的環境の保全

□史跡などの案内板の設置や見直し、歴史講座や図書館の整備・拡充など、歴史的・文化的環境の保全・整備に協力します。

□文化活動の企画・実施に協力します。

□史跡などの案内解説ボランティアの活動に協力します。

□歴史的建造物や史跡、文化財の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。

□市内の文化的財産（野外彫刻、史跡、自然景観を含む。）を見て回るなど、楽しみながら郷土についての理解と愛着を深めます。

□社寺林や鎮守の森の保全に協力します。

□旧甲州街道、人見街道、国分寺街道の歴史を活用します。

□市の歴史・文化について学び、地域や家庭で話し合う機会をつくるとともに、広く市外に伝えていく活動に協力します。

（4）事業者の環境保全行動

①安全な道路環境づくり

△自転車駐車場の設置・拡張に努めるとともに、歩道などに置かれた放置自転車の整理に協力します。

△自動車の利用ができるだけ控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。

△けやき並木通りへの自動車の乗り入れを控えるなど、市中心部への自動車の利用抑制に努めます。

△自動車の運行に当たっては、運転マナーの厳守などにより、地域住民に迷惑が掛からないように努めます。

△コミュニティバス（ちゅうバス）の運行区間では、運行への協力をしています。

△ノーカーデーの実施に協力します。

△自転車を利用するときは、安全な走行を心掛け、路上などに放置せず、自転車駐車場に正しく駐車します。

△道路に垣根の枝葉がはみ出さないように、適切なせん定等を行います。

△台風時等において事業所敷地前の側溝脇の雨水ますにたまつた落ち葉は清掃を行い、夏場に伸びた草は積極的に除草を行います。

△店先の道路では商品をはみ出さないように努めます。

△事業所敷地前の側溝脇には段差プレートの設置を避けるように努めます。

②適切な土地利用の推進

△まちづくりに関する各地域の市民による自主的な団体などを通じたまちづくりの協働活動に協力します。

△事業展開に当たっては、市民生活を考慮するとともに、計画的なまちづくりに協力します。

③景観の保全

- △地域の景観に関心を持ち、建築物の建設に際しては、周囲のまち並みと調和する高さやデザイン（形状・色彩）に配慮するように努めます。
- △屋外広告物や自動販売機などの設置に際しては、景観の保全に努めます。
- △木を植える際には、可能な範囲で武蔵野古来の樹木を選択します。
- △まちの美化清掃の日の一斉清掃への参加や事業所の美化に努めます。
- △不法投棄の防止や放置自転車対策、馬場大門のケヤキ並木の美化キャンペーンなど、まちの美化に努めます。
- △地域の文化や田畠などのふるさと風景、歴史的建造物、古いまち並みなどを保全する活動に参加・協力します。

④公園などの整備と活用

- △公園や公共用地に関する検討会や公園の管理に協力します。
- △馬場大門のケヤキ並木やその周辺の緑の保全活動に参加・協力します。
- △公園の動植物の調査に参加するなど、公園の自然環境の保全に協力します。

⑤防災対策

- △防災訓練を実施するとともに、日頃から自治会や町会等が実施する地域活動へ参加し、地域コミュニティの活性化に協力します。
- △災害に強いまちづくりのため、オープンスペースや緑地の確保に協力します。
- △市ホームページ等で公表しているハザードマップを確認し、万一の際に避難する場所やその道順等について、事業所で話し合います。
- △事業所周辺の側溝や雨水ますの清掃を行い、道路の冠水や浸水の防止に努めます。

⑥歴史的・文化的環境の保全

- △史跡などの案内板の設置や見直し、歴史講座や図書館の整備・拡充など、歴史的・文化的環境の保全・整備に協力します。
- △文化活動の企画・実施に協力します。
- △歴史的建造物や史跡、文化財の保全に協力し、次世代に継承するように努めます。
- △府中市景観形成推進地区の保全に協力します。
- △社寺林や鎮守の森の保全に協力します。
- △旧甲州街道、人見街道、国分寺街道の歴史を活用します。

基本方針 4 低炭素型・循環型のまちを目指します

(1) 施策の考え方

私たちの暮らしは、電気などの多くの化石燃料依存型のエネルギーの使用によって支えられています。そして、その結果として排出された二酸化炭素等の温室効果ガスによって、地球温暖化が進行している状況にあります。これらを防止するためには、市民・事業者・行政の各主体が、

地球規模のことを考えて、足元から行動し、低炭素型・循環型の社会を構築していく必要があります。

のことから、本市の特性を活かした先進的な取組、公共施設の地球温暖化対策の推進、公共交通機関、自転車等の利用の促進、公用車における地球温暖化対策の推進、学校のエコスクール化などの「エネルギー消費量の削減」、再生可能エネルギーの利用促進、高効率なエネルギーの利用推進などの「地球温暖化対策」が求められます。また、ごみ・リサイクルについては、市民や事業者へ3Rを推進させる取組や支援、新たな制度の検討などの「リサイクル・ごみ減量の推進」、府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化の検討、クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル、最終処分量ゼロの継続、中間処理施設等の非常事態時における相互支援、新たな資源化の調査研究などの「ごみの適正処理」に向けた取組を推進していきます。

なお、これらの取組は、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」、「府中市一般廃棄物処理基本計画」、「府中市ごみ減量アクションプラン」など、関連する本市の他の計画と連携を図りながら進めています。

(2) 市の環境施策

① 地球温暖化対策

【市の特性を活かした先進的な取組】

- カーボンオフセットなどの地域の枠を超えた取組を推進します。
- 打ち水やライトダウンイベントなどの行動主体の枠を超えた取組を推進、支援します。

【公共施設の地球温暖化対策の推進】

- 新庁舎建設の際には、太陽光発電システムや省エネルギー機器を導入するなど、環境負荷低減に努めます。
- 公共施設に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどを積極的に導入します。
- お湯を頻繁に利用する公共施設を中心に、高効率型の給湯器の導入を推進します。
- 街路灯及び公園内の照明灯はLED化を進めます。
- 公共施設にLED照明を積極的に導入します。

【公共交通機関、自転車等の利用の促進】

- コミュニティバス（ちゅうバス）の適切な運行を補助するとともに、利用促進に向けた施策を検討します。
- 市職員の自動車利用の抑制に取り組むとともに、市民、事業者に対しても啓発を行います。特に、事業者に対しては、ノーカーデーの導入や業務における自動車利用の抑制を呼び掛ける啓発文書を送付するなど、積極的な啓発活動を実施します。
- 自転車駐車場の適切な配置の推進や、歩行者の安全を守りつつ、自転車を利用しやすい環境（広い歩道等）の整備を図りながら、積極的に自転車等の利用を促進します。
- 地域住民のニーズや市街地の変化に合わせた、路線バスやコミュニティバス（ちゅうバス）の利便性の向上を図ります。

【公用車における温暖化対策の推進】

- 市民、事業者へのPRも兼ね、電気自動車の増台を検討します。また、導入・利用した結果（感想等）を市民、事業者に公表するとともに、市民、事業者が電気自動車に直接触れるができる機会を設けます。
- 公用車の買換え時には、低燃費の小型車や軽車両又はハイブリッド車などを比較検討し、目的に見合った最適な公用車を選択します。また、ごみの収集運搬車両についても、継続して環境対応車の導入を進めます。
- 「カーシェアリング」体制をさらに推進し、庁内全体の庁用車台数の削減に取り組みます。

【学校のエコスクール化の推進】

- 公立小学校を対象に、校庭の芝生化を継続していきます。
- 公立小・中学校を対象に、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを建て替え及び大規模改修等の際に導入します。
- 導入に当たっては、生徒の学習効果を高めるため、発電量の見える化を図ることや、太陽光発電システム等の原理・構造などを紹介した学習教材を整備します。
- 公立小・中学校の校舎を対象に、施設内緑化（屋上緑化、ビオトープ整備など）や、緑のカーテンの設置を推進します。
- 公立小・中学校の敷地内に、雨水の貯水タンクや貯水槽を設置し、雨水利用による省資源対策を推進します。

【エネルギー消費量の削減】

- 家庭や事業所などで省エネルギーを進めるため、環境家計簿や環境保全行動プログラムなどの環境配慮事項を提示します。
- 府中市職員エコ・アクションプランを実施し、市が自ら率先して省エネルギーに取り組みます。
- 市の施設に省エネルギーモデル建築を整備し、「見える化」を図っていきます。
- 省エネルギーに関する情報提供などを行う相談窓口を開設します。
- 省エネルギーの推進のため、「エコハウス設備設置補助金制度」を、継続的かつ効果的に運用します。
- 省エネルギー関係コンサルタントや市民や事業者などを対象に、省エネルギー関係の専門家の育成に努めます。
- 省エネルギーの推進に関するコンクールや表彰制度などの奨励制度を検討します。
- 各家庭や学校給食における地産地消を推進します。
- 東京都と連携し、一定規模以上の建築物の建築確認申請時に、省エネルギー計画の提出を求め、指導します。また、一定規模以上のエネルギーを使用する事業所には、エネルギー削減計画の提出を求め、指導します。

【新エネルギーの利用促進】

- 市の施設に新エネルギーモデル建築を整備し、「見える化」を図っていきます。
- 新エネルギーの利用に関する情報提供などを行う相談窓口を開設します。
- 新エネルギー関係コンサルタントや市民や事業者などを対象に、新エネルギー関係の専門家の

育成に努めます。

○廃熱利用などの拡充を、関係機関に働き掛けます。

○廃棄物発電、廃棄物熱利用など、新エネルギー利用の推進のため、支援措置を検討します。

○東京農工大学と連携し、バイオガスなどのローカルエネルギーの利用など、新エネルギーの利用とエネルギーの高効率な利用に関する研究を検討します。

【高効率なエネルギーの利用推進】

○市の施設にコジェネレーションシステムなどを利用したモデル施設を導入し、その効果を公開するなど、モデル施設としてPRします。

○エネルギーの高効率利用に関する情報提供を行う相談窓口を開設します。

○エネルギーの高効率利用の推進のため、「エコハウス設備設置補助金制度」を、継続的かつ効果的に運用します。

○地域熱供給計画を検討し、モデル地域を選定するなど、エネルギーの高効率的な利用を推進します。

○エネルギーの高効率的な利用に関するコンサルタントや市民や事業者などを対象に、エネルギーの高効率な利用に関する専門家の育成に努めます。

②リサイクル・ごみ減量化の推進

【市民へ3Rを推進させる取組】

○食材を多く買い過ぎない、食べ残しをしない、生ごみは一絞りして水分を取るなど、自ら実践できる方法を、ごみ広報紙「府中のごみ」などを通じてPRしていきます。

○生ごみの排出抑制を推進するため、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入に対する補助制度を継続するとともに、PRを推進します。

○買い物時の取組であるマイバッグ持参運動を推進します。

○ばら売りや量り売りでの商品購入を推進するなど、容器包装材の発生抑制を促します。

○「リサちゃんショップけやき」の運営や府中環境まつりなどを通じ、リユース活動の支援を行います。

○ごみ広報紙「府中のごみ」、府中環境まつりなどのPR・啓発事業や地域ごみ対策推進員との協力により、各家庭による正しいごみの排出を働き掛けます。

○大規模集合住宅に対しては、転入時における指導の徹底、管理者・家主との連携により正しいごみの排出を働きかけるとともに、小規模集合住宅については、地域住民とも連携して、市指導員による指導を強化します。

○ルール違反のごみは、ルール違反のシールを貼り、収集せず、市指導員が違反者に対して指導を行います。

○管理者や家主、居住者の協力により、良好な分別排出が維持されている集合住宅の取組や成果の情報提供に努めます。

○リサイクルを推進するため、集団回収を拡充します。

○店舗での回収体制を支援し、市民の店頭回収への協力を促します。

○資源ごみ等の回収回数は、必要に応じて見直しを検討します。

○アンケート調査の結果や近隣市の状況などを参考に、ごみ有料袋の必要枚数での購入を検討し

ます。

【事業者へ3Rを推進させる取組】

- マイバッグを持参しない無関心層を取り込むため、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点だけでなく、デザインや機能性など様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼び掛けます。
- 買い物時からごみ減量の意識付けをしていく新たな取組として、マイボトル持参運動を進めます。
- マイボトルに対応した自動販売機などの設置について研究します。
- 市内の販売店と協議を行なながら、削減の取組を支援します。
- ごみ減量・リサイクルを推進する販売店などの取組や成果を公表・チェックするなどの仕組みづくりを検討します。
- 事業活動におけるごみ減量や省資源・省エネルギーなどの環境負荷を低減する取組を継続的に推進するため、環境マネジメントシステムの導入を推進します。
- 拡大生産者責任に基づき、生産・流通・販売の各段階におけるごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すため、国や都へ要請を行います。
- 1,000 m²以上の事業用大規模建築物には、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別指導を徹底します。
- 事業系有料袋で排出する事業者のルール違反には、市指導員による指導を徹底します。
- 許可業者による収集についても、搬入ごみ検査や市指導員による排出指導を徹底します。
- 紙類などの資源を直接問屋に持ち込む、商店街単位で古紙回収を行う取組などを促し、資源化を推進します。
- 積極的にリサイクルに取り組む事業者を紹介し、事業者の取組を喚起します。
- 食料品の容器は空間や過剰包装が多いことから、容器の改善などを関係機関に働き掛けます。

【3Rを推進するための支援】

- ごみ広報紙「府中のごみ」の発行や市ホームページを通じて、ごみに関するPR・広報の充実を図ります。
- ごみ以外の分野で発行する広報紙などを活用して、ごみに関する情報提供を行います。
- 環境学習講座やリサイクル教室の開催、児童・生徒・事業所に対する出張授業の開催など、市民、事業者と協力しながら環境教育・ごみ教育（ごみの分別など）を推進します。
- 不法投棄やポイ捨てパトロール員としての活動を検討します。

【新たな制度の検討】

- せん定した枝葉については、民間処理施設を活用して資源化を実施していますが、今後は効率的に実施できるよう、申請手続、処理方法を見直していきます。
- 本市の都市形態に合った生ごみの資源化の方法について、中長期的なプランを作成します。
- ごみ減量・リサイクルを推進するために、市民・事業者・行政が連携して、ごみ減量・リサイクルの各種施策の進捗状況をチェックしながら、具体的な協議を行う「（仮称）ごみゼロ会議」を設置します。

③ごみの適正処理の推進

【府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討】

○ごみ・資源を安定的に処理するため、府中市リサイクルプラザの安定操業に努めます。また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。

【クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル】

○ごみを安定的に処理するため、クリーンセンター多摩川の安定操業に努めるよう、構成市として働き掛けを行います。

○クリーンセンター多摩川で焼却したごみの焼却灰のスラグ化について、エネルギーコストの増大やスラグの使途などの課題について、組合のなかで検討していきます。

○スラグ化できない飛灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設によりセメント化し、有効利用します。

【最終処分量ゼロの継続】

○資源分別と中間処理後の資源化による最終処分量ゼロを今後とも継続します。

○東京たま広域資源循環組合との連携・協力により、エコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。

【中間処理施設等の非常事態時における相互支援】

○府中市リサイクルプラザやクリーンセンター多摩川など、本市における非常事態時や他市のごみ処理に係る非常事態時又は災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なごみ処理事業を維持できるように努めます。

【新たな資源化の調査研究】

○せん定した枝葉については、民間処理施設を活用して資源化（チップ化や炭化など）を進めます。

○市内で食の資源循環を行うため、給食残さの一部を堆肥化し、市内農家などで活用する実験を行います。

○本市の都市形態に合った生ごみの資源化の方法について、新たな技術導入の可能性も視野に置きながら、調査研究を進めます。

(3) 市民の環境保全行動

①地球温暖化対策

□電気、水道、ガスなどが「有限な資源である」ことを認識し、エアコン温度の設定、シャワーの使用時間の短縮、エコドライブなどの省エネ行動を実践します。

□地産地消に配慮した食材選びを心掛けます。

□省エネナビ等の活用により、取組効果の見える化に取り組みます。

□外出時には、可能な限りバス、電車、コミュニティバスなどの公共交通機関や自転車を利用します。

□マイカーでの通勤に際しては、週1回程度のノーマイカーデーを自ら設定し、マイカーの利用頻度の低下に努めます。

□家電の買換え時又は新規購入時には、省エネラベルや販売店の表示を参考に、エネルギー効率に優れた省エネ型の家電や照明器具を積極的に選択します。

□自動車の運転においては、「エコドライブ」（「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「早めのアクセルオフ」、「アイドリングストップ」）を心掛けます。

□自家用車の買換え時又は新規購入時には、環境負荷の小さい低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車等を積極的に選択します。

□冷房設備に頼らず、敷地内の緑化による緑陰の創出や、よしず・すだれ、緑のカーテンの活用、打ち水の実施など、日本古来の涼を取るための工夫を実践します。

□住宅に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。

□住宅を新築又はリフォームする際には、高効率型給湯器の導入に努めます。

□住宅を新築又はリフォームする際には、環境性能の高いエコ住宅、ゼロエミッション住宅（二酸化炭素排出量がゼロの住宅）への転換に努めます。

□省エネルギーについて家庭で話し合ったり環境家計簿をつけるなど、省エネルギー行動の実践に努めます。

□新築・改築の際には、省エネルギー建築の導入に努めるとともに、家庭電器製品などの買換えの際には、省エネルギー型製品の選択に努めます。

□自宅の庭や屋上、ベランダなどの緑化に努めます。

②リサイクル・ごみ減量化の推進

□簡易包装の商品の購入や料理方法の工夫など、ライフスタイルを見直すとともに、ごみの分別の徹底などにより、ごみの発生抑制、リサイクルに努めます。

□生ごみ処理機の共同利用などにより、生ごみの堆肥化に努め、肥料として活用します。

□レジ袋の削減のため、マイバッグ、マイボトルの持参に努めます。

□一層のごみ減量化に向けた新たな仕組みや施策に協力します。

□グリーン購入とリターナブル製品の使用に努めます。

□ごみの適切な排出や分別、リサイクルに努めるとともに、地域の資源回収活動に協力します。

□リサちゃんショップやきやおもちゃの病院、リサイクルショップなどを利用するなど、リサイクルの推進に努めます。

□環境家計簿の利用に努めます。

□レジ袋や過剰包装の辞退、食品トレイを使用しない「ばら売り」や「袋売り」の利用、詰め替え商品の購入に積極的に取り組みます。

□食品の効率的な利用（食べ残し、野菜くず、消費期限切れ等による廃棄食品の減量）に努めるとともに、生ごみの堆肥利用などに取り組みます。

□リターナブル瓶（牛乳やビール瓶）を使用した商品の購入や、フリーマーケット等の積極的な利用に取り組みます。

□商品の選択の際には、リサイクル製品（再生紙や廃プラスチックを利用した衣料品など）を可能な範囲で選択します。

□自転車の買換え時又は新規購入時には、再生修理されたリサイクル自転車の購入を検討します。

-
- 商品を購入するときには、使用・廃棄時を考慮に入れて選択します。
 - ものを長く、大切に使います。
 - ごみの情報紙「府中のごみ」をよく読み、市のごみ処理の現状を理解し、ごみ減量化に取り組みます。

③ごみの適正処理の推進

- 蛍光灯、乾電池などの有害化学物質を含むごみの分別排出に努めます。
- 冷蔵庫やエアコンなどのフロン回収に協力します。
- ごみの減量化に努めます。
- 生ごみを出すときは水切りを徹底します。
- 家庭のごみや落ち葉などの野焼きをせず、分別して、決められた日に排出します。
- ごみや資源などを出すときは敷地内に置くとともに、瓶・かんなどを入れる容器が風に飛ばされないよう配慮します。

（4）事業者の環境保全行動

①地球温暖化対策

- △電気、水道、ガスなどのエネルギー、コピー用紙などの消耗品が「有限な資源である」ことを認識し、小さな取組の積み重ねが地球温暖化対策に大きく貢献することを自覚して、省エネ行動を実践します。
- △事業用の車両として、環境負荷の小さい環境対応車（低燃費自動車やハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車等）を積極的に選択します。特に、長距離の運送などに用いる車両はその削減効果が大きいことから、優先して切換えを進めます。
- △自動車の運転においては、エコドライブ（「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「早めのアクセルオフ」、「アイドリングストップ」）を心掛けます。
- △事業所全体の取組としてエコドライブを徹底し、ドライバーの教育等を積極的に行います。
- △通勤や外出時には、可能な限りバス、電車などの公共交通機関を積極的に利用します。
- △各事業所において、週1回程度のノーマイカーデーを設定するなど、従業員の取組を後押しします。
- △製品や原材料の輸送等に際しては、可能な限りエネルギー効率のよい輸送方法を検討・採用します。
- △省エネ・新エネ製品等の開発・生産などによる環境関連市場への参入や、環境ビジネスに取り組みます。
- △市内の大規模事業所（東京都環境確保条例の指定地球温暖化対策事業所、前年度の熱及び電気の使用量が原油換算で年間 1,500 kℓ以上）は、温室効果ガスの排出量を市に毎年報告します（東京都への提出資料と同様のものを市に提出）。
- △大規模事業所以外の事業所についても、市のサポートを受けながら、積極的に温室効果ガス排出量の算定を行い、環境に配慮した事業活動を推進します。
- △環境マネジメントシステムなどを導入し、組織的かつ体系的に取り組むとともに、取組成果などを環境報告書として取りまとめ、積極的に情報開示を進めます。
- △太陽光発電システムや太陽熱利用システムを積極的に導入します。

-
- △製造業においては、製造工程の見直しを行い、エネルギー消費量の少ない、効率的な工程を検討します。
 - △工場、オフィスなどに積極的に省エネ型設備（照明、冷蔵・冷凍庫、生産機器、空調施設など）を導入するとともに、エネルギーの少ない省エネ型建物構造への転換を図ります。
 - △事業所の敷地内の緑化を推進します。
 - △緑化の方法として、生け垣の設置や植樹及び緑のカーテンによる「緑陰の創出」、芝生化による「土地の緑被」、屋上緑化、壁面緑化等による「建物の緑被」などに取り組みます。
 - △省エネルギーに関する情報収集や環境教育を実施し、環境保全行動プログラムなどの環境配慮事項を実践するなど、省エネルギー対策に努めます。
 - △新築・改築の際には、省エネルギー建築の導入に努めるとともに、電気設備などの更新時には、省エネルギー型設備の選択に努めます。
 - △事業所の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。
 - △アイドリングストップを守るとともに、ノーカーデーへの協力や自動車利用の自粛、「カーシェアリング」体制の整備、公共交通機関や自転車などの利用に努めます。
 - △太陽光発電や太陽熱利用などの導入に努めます。
 - △コジェネレーションシステムなどの導入により、エネルギーの高効率な利用に努めます。
 - △省エネ診断を受診し、省エネルギー・省資源の効果を点検します。
 - △照明やOA機器の電源管理を徹底します。
 - △地下水の揚水を抑えるように努めます。
 - △グリーン購入を推進します。
 - △事業所の敷地や屋上、壁面などの緑化に努めます。

②リサイクル・ごみ減量化の推進

- △簡易包装やマイバッグ持参者などに対するスタンプ制度など、販売方法を工夫して、ごみの発生の抑制に努めます。
- △再使用やリサイクルにより、ごみの発生が少ない製造や販売などの事業活動に努めます。
- △事業所から排出される生ごみや落ち葉の堆肥化に努め、肥料として活用します。
- △商店街のごみの発生抑制に努めます。
- △一層のごみ削減化に向けた新たな仕組みや施策に協力します。
- △製品が廃棄されるときの分別方法や資源化方法、また、グリーン購入対象製品・商品を表示し、それらの情報を提供するとともに、グリーン購入にも努めます。
- △リターナブル製品、長期間の使用ができる製品、再生・再使用が可能な製品などの製造・販売・使用に努めます。
- △大規模店舗などで、再使用とリサイクルの取組に努めます。
- △中古品の再使用やリフォームなどの再生使用に努めます。
- △商店街や大規模店舗などの事業系ごみの減量、リサイクルの推進に努めます。
- △オフィスのペーパーレス化を推進するとともに、オフィス町内会をつくり、ごみの資源化に努めます。
- △事業所から出るごみは分別し、リサイクルに努めます。
- △事業系ごみが家庭ごみに混入しないように努めます。

△建築物の解体工事においては、建設資材の分別を行い、リサイクルを徹底し、廃棄物の減量に努めます。

△廃棄するときに市民が分別しやすいような製品の表示に努めます。

△資源の自主回収に協力します。

△地域や同業種によるグループ回収を進めます。

△マイバッグ持参運動を推進します。

△チラシ、ポスター、パンフレットなどの作成時には、再生紙を使用します。

△製品の故障・修理相談窓口を設け、修理体制を整備します。

△量り売りを導入し、食材の売れ残りや食品トレイの使用を削減します。

△仕入れには、段ボールではなく、繰り返し使用できるコンテナなどをを使います。

③ごみの適正処理の推進

△蛍光灯、乾電池などの有害化学物質を含むごみの分別排出に努めます。

△冷蔵庫やエアコンなどのフロン回収に努めます。

△適正な処理により、有害化学物質などを外部に排出しないように努めます。

△適正なごみ処理を実施し、ごみの減量化に努めます。

△生ごみを出すときは水切りを徹底します。

△ごみや落ち葉などは野焼きをせず、分別し、市のルールに従い排出します。

△廃食用油は処理業者に回収を依頼し、排水口には流しません。

△分別回収ボックスなどを設け、市のルールに従い適切に排出し、ポイ捨てや不法投棄は行いません。

基本方針5 環境パートナーシップの育つまちを目指します

(1) 施策の考え方

地域社会において市民・事業者・行政のパートナーシップが構築され、本市で生活し、事業活動を行う全ての人が持続可能な社会を実現していくための環境配慮行動を実践していくことが求められます。

また、将来にわたり本市の環境を保全していくために、本市の次世代の環境を担う子どもたちが、環境について学び、行動していくための社会を構築していくことが重要です。

このことから、学校における環境教育・学習の推進、環境学習の機会の充実、環境学習の指導者の育成などの「地域の環境保全活動の推進」、環境マネジメントシステム等の推進、市民、事業者に対する環境配慮への意識啓発等の充実などの「地球市民としての行動の推進」、「広域連携の推進」、「市民・事業者・行政の連携」に向けた取組を推進していきます。

(2) 市の環境施策

①学校における環境教育・学習の推進

○子どもの頃からの環境学習を学校や文化センター、郷土の森博物館などで推進します。

○浅間山や多摩川は、様々な生き物が生息し、身近に自然とふれあうことができる貴重な空間で

あることから、市内の小・中学校が実施する自然環境学習の場として活用できるように、学習プログラムを検討します。

○小学校の理科や社会、総合学習の時間等において、一人ひとりの環境保全の取組の重要性について学習するため、本市独自に作成した副読本を活用した環境学習を継続的に実施します。

②地域の環境保全活動の推進

【環境学習の機会の充実】

○広く市民を対象とする環境に関する各種講座やイベントなどにより、環境学習の普及啓発を推進します。

○自然観察会や農業体験、野外体験学習など自然とふれあえる体験学習を推進します。

○市民参加で自然環境調査や生活環境調査を実施し、調査結果を蓄積するとともに、環境学習などに活用します。

○環境保全活動を行う市民ボランティアを養成し支援するとともに、環境保全活動のグループづくりなどを支援します。

○府中市環境保全活動センターを活用し、グループによる環境保全活動のPRや情報提供を行うとともに、相互の交流を推進します。

【環境学習の指導者の育成】

○環境学習のリーダーを育成します。

○エコ・リーダーの育成等を推進し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境保全や環境学習への取組を推進します。

○地域ごとに市民の手による緑化を先導する中核的なリーダーを発掘・育成するため、リーダー育成講習会や各種講座を開催します。

③地球市民としての行動の推進

【環境マネジメントシステム等の推進】

○市の環境マネジメントシステム（府中市職員エコ・アクションプラン及びISO14001）を継続的に実施し、市職員が自ら率先して省エネルギー・省資源などに取り組みます。

○事業者が行うISO14001などの環境マネジメントシステムの構築を支援します。

【市民・事業者に対する環境配慮への意識啓発等の充実】

○家庭や事業所などへ環境配慮事項を提示するとともに、相談窓口を開設します。

○市民、事業者に対する環境配慮についての意識調査を定期的に実施します。

○開発事業に際しては、環境に配慮して実施するよう事業者や市民と協議します。

④広域連携の推進

○東京都や近隣自治体などと連携して環境保全を推進します。

○多摩川の流域自治体と連携して、多摩川の水質改善などを推進します。

○地球環境の保全について、関係機関との連携を推進します。

⑤市民・事業者・行政の連携

- 府中市環境保全活動センターを活用し、市民や事業者へ環境情報の提供や市民や事業者からの環境情報の収集を行います。
- 環境基本計画の進捗状況などを市の環境報告書などにより公表します。
- 環境基本計画の進捗状況について意見交換や提案を行えるような機会を設けます。

(3) 市民の環境保全行動

①学校における環境教育・学習の推進

- 小・中学校で開催される環境活動について、保護者として又は地域住民として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。
- エコ活動支援制度（学校環境ボランティアなど）に積極的に参加し、活動の運営を支援します。
- 校庭の芝生化（草地化）や管理に協力します。
- 学校でのビオトープの設置・管理に協力します。
- 府中市環境保全活動センターが開催するイベントや各種講座には積極的に参加し、市の自然環境を守る意識を高めます。
- 市民一人ひとりが自然や生態系の保護について知識を深め、それらを守るためにできることを考え、行動します。
- 市民・事業者・行政で環境保全に関する情報を共有し、ネットワークづくりに努めます。
- 環境美化推進活動などに参加し、まちに愛着を持ち、環境美化への意識を高めます。

②地域の環境保全活動の推進

- 府中市環境保全活動センターを活用し、環境に関する情報を収集、整理するとともに、提供します。
- 縁に関する意識の啓発や知識の普及、市民自らの緑化の技術向上を目的として、専門家などによる花の育成や管理の講習会、ガーデニング教室・園芸教室等を開催します。
- 市民団体の協力を得て実施している、花の苗、野菜の苗の栽培活動や子ども農業体験など、「花を育てよう事業」及び「農業体験事業」に継続的に取り組むとともに、内容の充実に向けて適時見直しを行います。
- 環境学習の機会を積極的に活用し、自らの知識、経験を深めます。
- NPO等の市民団体は、自ら環境学習を企画し、主催者となることで、環境学習の場を広げることに努めます。
- 市又はNPO等が主催する自然環境調査や生活環境調査に積極的に参加します。
- 府中市環境保全活動センターを積極的に活用し、情報の収集、イベント等への参加をするとともに、センターの運営にも積極的に参加します。
- 環境省が展開する「ライトダウンキャンペーン」に参加し、夜間電灯の一斉消灯に協力します。
- 環境に関する各種講座やイベント、自然観察会や農業体験、野外体験学習など環境学習や体験学習への参加に努めます。
- 自然環境調査や生活環境調査に協力します。
- 環境に関する情報や変化に关心を持つように努めます。
- 環境保全活動のリーダーや市民ボランティアの育成に協力します。

-
- 環境保全活動を実践するグループの活動に協力します。
 - 地域の環境保全活動や市民ボランティアの環境保全活動に参加するように努めます。
 - 地域住民と協力して、多摩川の環境を守り、環境保全への意識啓発を図る多摩川清掃市民運動に参加します。
 - 「府中かんきょう塾」など、府中の環境について学ぶ講座を受講します。
 - 地球温暖化防止、自然保護、ごみ減量やリサイクルなど、環境について学び考える「府中環境まつり」に参加します。

③地球市民としての行動の推進

- 市が提示する環境配慮事項の取組に努めます。
- 環境家計簿をつけることで省エネルギー行動などを実践するとともに、点検・評価に努めます。
- 府中市環境保全活動センターの運営に協力します。
- 多摩川・用水路・湧水などの水質や水量の調査に参加します。
- 自然観察会、農業体験教室、動植物調査などに参加します。
- 庭や屋上、ベランダの緑化、生け垣の設置などに努めます。
- 省エネルギーや市の環境について、地域で話し合う機会を設けます。
- 地域の資源回収活動・リサイクル活動に参加します。
- マイバッグ持参運動を実践し、ごみの発生抑制に努めます。
- 府中市地域ごみ対策推進員に協力して、ごみ減量・リサイクルに努めます。
- 田畠などのふるさと風景や歴史的建造物、古いまち並みの保全に協力します。
- 地元農産物を購入するように努めます。
- 援農ボランティアや農地トラストなどの推進に努めます。
- 市民と協働で市が行う環境事業・イベント等への提案及びその取組に参加します。

④広域連携の推進

- 東京都や近隣自治体などと連携した環境保全活動に協力します。
- 流域自治体が連携して行う多摩川の水質改善などに協力します。
- 海外の環境団体などとの情報交換に協力します。
- 私たちの生活が、他国のエネルギーや資源などの輸入に頼っていることを認識し、他の環境にも目を向け、家庭や学校、地域などで話し合う機会を持ちます。

⑤市民・事業者・行政の連携

- 市民・事業者・行政の環境保全行動や環境保全施策に関する意見交換会への参加に努めます。
- 府中市環境保全活動センターの運営に協力します。
- 環境基本計画の進捗状況に関する意見交換会への参加に努めます。
- 市や事業者と連携して、多摩川などの水辺の清掃活動や、動植物調査に参加します。
- 打ち水イベント、ライトダウンキャンペーンなどの市民参加型イベントに積極的に参加します。
- 市民・事業者・行政で、情報を共有化し、環境問題を協働で解決するパートナーという認識を持ち、環境保全に取り組みます。

(4) 事業者の環境保全行動

①学校における環境教育・学習の推進

- △小・中学校で開催される環境活動について、地域の一員として積極的に参加し、子どもの環境活動を支援するとともに、自らも学び、体験します。
- △エコ活動支援制度に積極的に参加し、講師等としての参加、事業所見学の機会の提供などにより、エコ活動の推進を支援します。
- △施設や設備などを環境学習の場として提供し、技術や人材を活用して、環境保全の担い手の育成を図ります。
- △事業の専門性を活かし、学校での出前講座や環境イベントの企画・運営を行います。

②地域の環境保全活動の推進

- △市民や市による環境保全活動に対して、地域の一員として参加するとともに、運営、資金、人材、技術、機材などの面において協力・支援を行います。
- △事業者として、府中市環境保全活動センターの運営に参加します。また、センターにおいて、市民や行政と積極的に意見交換を行うとともに、自ら環境保全活動や環境学習会を企画するなど、主体的にセンターの活動に参加します。
- △事業所内のオープンスペース、駐車場、事業所前の道路などにおいて、打ち水を実施します。また、「打ち水イベント」に積極的に参加します。
- △環境省が展開する「ライトダウンキャンペーン」に参加し、夜間電灯の一斉消灯に協力します。
- △環境に関する研修や情報提供などに努めます。
- △自然環境調査や生活環境調査、環境学習などに協力します。
- △環境保全活動のリーダーや市民ボランティアの育成に協力します。
- △環境保全活動を実践するグループの活動に協力します。
- △地域の環境保全活動や市民ボランティアの環境保全活動に協力します。

③地球市民としての行動の推進

- △ISO14001などの環境マネジメントシステムの構築に努めます。
- △市が提示する環境配慮事項や環境配慮チェックリストによる評価に取り組むなど、事業活動の見直しによって環境負荷の低減に努めます。

④広域連携の推進

- 東京都や近隣自治体などと連携した環境保全活動に協力します。
- 流域自治体が連携して行う多摩川の水質改善などに協力します。
- 海外の環境団体などの情報交換に協力します。

⑤市民・事業者・行政の連携

- △市民・事業者・行政の環境保全行動や環境保全施策に関する意見交換会への参加に努めます。
- △府中市環境保全活動センターの運営に協力します。
- △環境基本計画の進捗状況に関する意見交換会への参加に努めます。